

新たに枝番号を付ける際の注意点

- 枝番号の付け方にはルールがあるため、ご希望の番号にすることはできません。
- 住所の変更となるため、市民課窓口へ、住居番号変更の申し出とともに「住民異動届」を提出していただくこととなります。
- 通常の住所異動の場合と同様、住民票や印鑑登録等のデータは市で書き換えを行いますが、住民の皆様ご自身で変更手続きを行っていただくものもあります。そのお手続きが有料である場合、その費用についてはご自身の負担になります。

【住所変更の手続きが必要な事例】

- ・自動車の運転免許証
- ・自動車の車検証
- ・土地・建物登記簿の所有者欄の住所変更
- ・勤務先、金融機関、保険会社への届出 等

このため、既存の物件に枝番号を付ける場合につきましては、これらの注意点を十分ご理解いただいたうえで、希望される方が窓口で申し出された場合のみに行っていますので、ご了承くださいますようお願いいたします。